

『 一 支 国 』

2018.新年号

動 愛 フ ェ ス タ の 様 子



イ ン タ ー ネット 研 修



～新年を迎えて～

新年あけましておめでとうございます。

皆様方には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

最近の家畜衛生についてですが、昨シーズンは9道県12農場において高病原性鳥インフルエンザが発生しました。今シーズンは、国内の野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが分離されており、韓国においてはすでに本病の発生が確認されています。一方、口蹄疫につきましては、国内での発生はみられていませんが、韓国や中国などの近隣諸国では継続的に発生がみられており、これから春節を迎えるにあたり、人や物の移動が盛んになることが考えられます。これらのことから、両疾病の本県への侵入リスクは極めて高くなっています。

畜産農家の皆様におかれましては、飼養衛生管理基準を遵守していただき、病原体の侵入防止対策の徹底に努めて下さい。

また昨年は、第11回宮城全共が開催され、第7区「肉牛の部」で優秀な成績を収めることができました。今後も長崎和牛の名声を高めるため、生産者と関係者の皆様が一体となった取組みが必要となります。

当所としましては、家畜衛生対策の推進を図るとともに「新ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき、畜産農家の収益性の向上や後継者の育成等、本県畜産の発展のために所員一丸となって取り組んでまいりますので、今後とも関係機関の方々のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、この一年が皆様にとって素晴らしい年となりますことをお祈りし、新年の挨拶とさせていただきます。

壱岐家畜保健衛生所 所長 橋本哲二

壱岐振興局農林水産部 壱岐家畜保健衛生所

〒811-5734 長崎県壱岐市芦辺町国分本村触1385-1

E-mail : s13230@pref.nagasaki.lg.jp

TEL : (0920)45-3031

FAX : (0920)45-3386

宮城全共を終えて

平成29年9月7日～11日にかけて、第11回全国和牛能力共進会が宮城県仙台市で開催されました。

長崎県からは、9つある審査区と復興特別出品区「高校の部」の全てに計27頭の牛が出場し、壱岐管内からも、第3区【若雌の2】、第7区【総合評価群（肉牛の部）】および第9区【去勢肥育牛】にそれぞれ1頭が出場しました。
(下写真：長崎県出品者の皆さん)



前回大会で獲得した日本一の称号を再び勝ち取るべく、入念な準備のうえ大会に臨みましたが、惜しくも連覇達成には至りませんでした。

しかし、総合評価群（肉牛の部）において、第2位の成績を納めると共に、特別賞【交雑脂肪の形状賞】を受賞し、本県の肥育技術の高さが証明されました。下の写真は、壱岐管内から出品され、特別賞を受賞した枝肉の写真です。



(上写真：種牛の部審査会場の様子)

枝肉重量
523.0kg

ロース心面積
65cm²

バラ厚さ
11.0cm

皮下脂肪
3.1cm

BMS No.12
等級 A-5



今大会を迎えるにあたり、生産者の皆様をはじめ、各関係団体や自治体等との連携が密に図られ、人牛一体化のなかで大会に臨むことができました。

次回大会は、2022年に鹿児島県で開催される予定です。今大会でできた生産者の皆様や関係各機関との絆を絶やすことなく、鹿児島大会に向けてまい進していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

平成30年の定期報告をお願いします！

家畜を飼養している方は、家畜伝染病予防法により1年に1度
県への報告が義務付けられています。

昨年提出された方も、今年の提出が必要になりますので、
よろしくをお願いします。



●対象者：牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、
うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥を飼養するすべての方

●報告する内容

①基本情報 (所定の様式)

家畜所有者と管理者の氏名、住所、農場の名称と住所、家畜の種類と頭羽数

②飼養衛生管理基準の遵守状況 (所定の様式)

③農場敷地の平面図 (③～⑤は様式自由)

※衛生管理区域の出入口、消毒施設の設置箇所を図中に明示したもの

④設置した消毒設備の種類 (例：踏込消毒槽、動力噴霧機、石灰撒布等)

⑤飼養頭数に応じた埋却地の確保状況について

※いずれも平成30年2月1日現在

平成29年に届出を行っている方で、畜舎の新・増築、消毒方法や埋却地の
変更等がなければ、①および②の提出になります。

各種**様式については個人宛てに配布します**が、必要な方は家畜保健衛生所
および農協各支所にも置いてありますので、ご利用下さい。

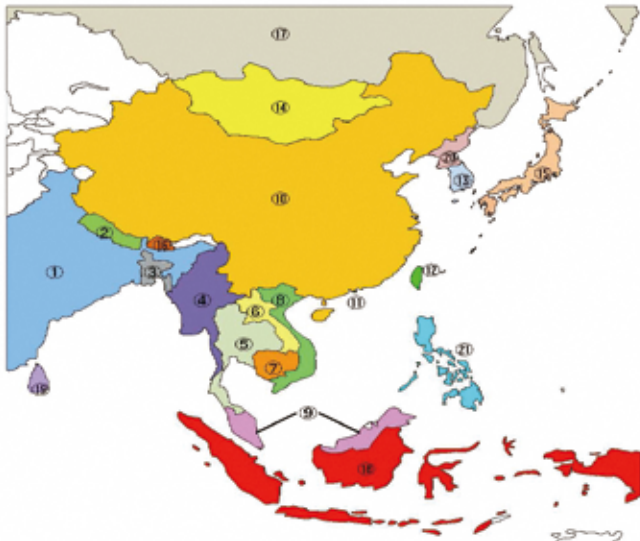
ご不明な点等があれば、家畜保健衛生所までお問合せください。



口蹄疫および鳥インフルエンザの発生状況

東アジアを中心に、世界では依然として口蹄疫や鳥インフルエンザの発生が相次いでいます。渡り鳥のシーズンとなり、日本でも平成29年11月初めに野鳥からHPAIウイルス（H5N6亜型）の検出が報告されております。ウイルス侵入防止のため、今後も引き続き、飼養衛生管理基準の徹底強化に努めて下さい。

アジアにおける高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生状況



※⑩インドネシアは継続発生中

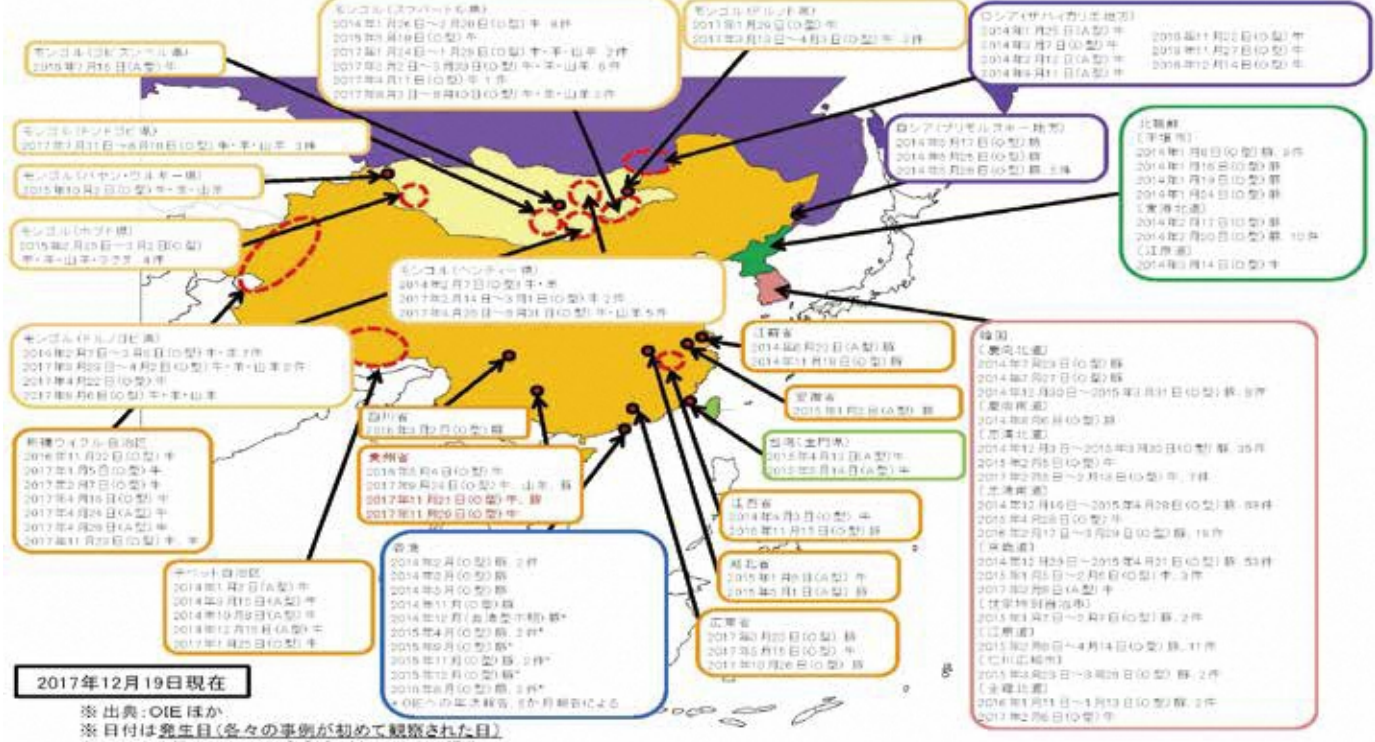
年	月	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	
		インド	パキスタン	アフガニスタン	ネパール	バングラデシュ	ミャンマー	タイ	カンボジア	ラオス	ベトナム	中国	韓国	北朝鮮	モンゴル	ロシア	日本	フィリピン	インドネシア	マレーシア	タイワン	香港	台湾
2015年	1月																						
	2月																						
	3月																						
	4月																						
	5月																						
	6月																						
	7月																						
	8月																						
	9月																						
	10月																						
	11月																						
	12月																						
2016年	1月																						
	2月																						
	3月																						
	4月																						
	5月																						
	6月																						
	7月																						
	8月																						
	9月																						
	10月																						
	11月																						
	12月																						
2017年	1月																						
	2月																						
	3月																						
	4月																						
	5月																						
	6月																						
	7月																						
	8月																						
	9月																						
	10月																						
	11月																						
	12月																						

2017年12月19日現在

● 野鳥 ▲ (発生日、検出回収日に基づく) (赤: 高病原性鳥インフルエンザ、青: 低病原性鳥インフルエンザ)

出典: OIE WAHID 他 ※野鳥の低病原性鳥インフルエンザについては、確認できた台湾のみ記載

中国、香港、台湾、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアにおける口蹄疫の発生状況（2014年1月以降の発生）



2017年12月19日現在

※ 出典: OIE ほか
 ※ 日付は発生日(各々の事例が初めて観察された日)
 ※ ロシアは極東ロシア及びザバイカリエ地方に限る

家畜伝染病の発生に備えて、防疫演習を開催

吉岐において、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫が発生した場合に備え、迅速かつ的確な防疫対応が図られるように防疫演習を実施しました。

10月26日には高病原性鳥インフルエンザ、11月29日には口蹄疫の発生を想定し、集合場所、仮設テントの設営・運営、防護服の着脱、捕鳥作業、消毒作業について、演習を実施し、作業内容の確認を行いました。また、10月20日の日曜日には、休日における異常通報時の連絡体制確認演習として、タブレット端末による在島者および帰島時間の確認を行いました。

万一発生した際には、多くの動員者が必要となりますので、ご協力をよろしくお願い致します。



鳥インフルエンザ 防疫演習（捕鳥作業）



口蹄疫防疫演習（集合場所での確認）

動物用医薬品は正しく使いましょう



動物用医薬品の用法・容量、使用禁止期間などの使用基準を守って、安全・安心な畜産物を生産しましょう。

安全・安心な畜産物を生産するためのポイント

- ① 薬は獣医師の指示に従って使用しましょう。
- ② 投薬中や投薬後の動物・畜舎には表示を行い、出荷時に休薬（出荷制限）期間を間違えないようにしましょう。
- ③ 出荷する動物や牛乳・卵を出荷している動物は治療記録を確認しましょう。
- ④ 書類や帳簿を保管しましょう。
 - ・動物用医薬品の購入伝票や使用記録
 - ・動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書

元気な子牛を生ませましょう！

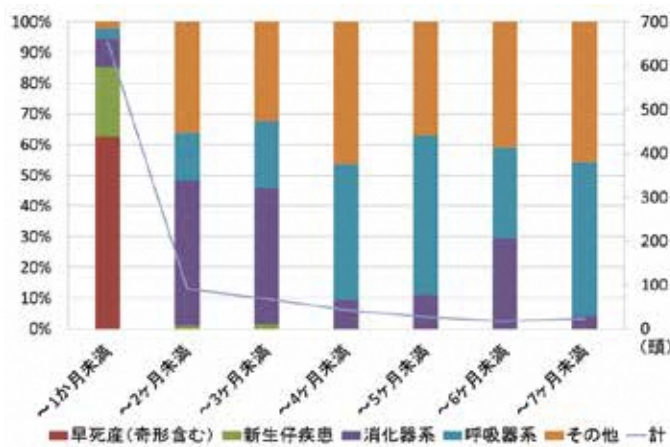
吉岐管内での牛の死亡状況について調査したところ、年間約450頭の牛が死亡し、その半数以上が1か月齢未満の子牛であることが分かりました。

その死亡原因としては、早死産や新生仔疾患が総死亡頭数の半数以上を占めていました。

1か月齢以降では、消化器系ならびに呼吸器系疾患が原因となる死亡の割合が増加し、5～6割を占めるようになっていきます。

子牛の死亡を防ぐため、分娩前、分娩時、分娩後のポイントをおさらいしてみましょう。

子牛の死亡頭数および原因



<分娩前> 分娩2か月前には増し飼いをしましょう

分娩前のエネルギー不足は、胎子の発育に大きく影響し、体が弱い子牛が生まれやすくなります。丈夫な子牛を生ませるためにも、分娩2か月前からは増し飼いを確実にに行いましょう。

<分娩時> 分娩介助は必要最低限にしましょう

介助を行うより、自然分娩のほうが胎子が酸欠を起こしにくいので、できるだけ母牛が自然に分娩するのを待ちましょう。失位がなく、胎子に活力がある場合は初産牛では2時間、経産牛では1時間を目安に待つほうがよいです。進展がない場合は、すぐに獣医師に連絡をしましょう。

<分娩後> 初乳を確実に飲ませましょう

子牛は初乳による移行抗体の獲得が非常に重要で、初乳未摂取の子牛は、死亡リスクが74倍高まるとも言われています。抗体の吸収率が高い6時間以内に母牛の初乳を確実に飲ませましょう。



つぶやき

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。この冬は非常に寒い日が続き、雪が舞う日もありましたね。吉岐でも雪が降るのかと驚きました。早く暖かくなってくれないかと思うばかりですが、まだまだ厳しい寒さは続きそうです。年末年始の飲み疲れもあるでしょうし、みなさま体調を崩さぬようご自愛ください。

